

人生の最終段階における意思決定に関する指針

I－1．基本方針

当院では、患者の年齢や健康段階に関わらず、患者の価値観や将来の医療・ケアに関する意向について理解し、共有することで最善のゴールが設定できるように支援する。そのために、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多職種で構成された医療・ケアチームで患者・家族等に対し、適切な説明と十分な話し合いを行い、患者本人の意思を尊重し、意思決定できるように支援する。

I－2．人生の最終段階における医療・ケアの在り方

1. 患者が人生の最終段階の状態であることの決定は、医師を中心とする複数の専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームによって行う。
2. 人生の最終段階における治療の開始、差し替え・変更および中止等は、患者に十分な意思決定する力がある場合には患者の意思決定を基本とする。患者の意思決定する力が不十分な場合には、家族等と医療・ケアチームが本人の推定意思を尊重し、本人にとっての最善の方針について慎重に判断する。いずれにおいても、医学的な妥当性と適切性も考慮する。
3. 可能な限り疼痛やその他の不快な症状を緩和し、患者・家族等の精神的・社会的な援助も含めた総合的な医療及びケアを行う。

I－3．人生の最終段階の方針の決定

原則、いかなる病気についても、その病状、可能な治療法、それを行った場合の病状のみならず、生活、その他の場面にもたらす影響も含めて情報提供と説明を行い、方針や決定に至る経過を診療録に残す。内容に応じて、厚生労働省や各学会のガイドラインや提言も参照する。

1. 患者の意思が確認できる場合

- (1) インフォームド・コンセントに基づく患者本人の意思決定を基本とする。入院時に患者の生活史・人生の最後にどのような医療・生活を希望するか、家族で話し合ったことがあるか、確認し記録に残す。
- (2) 治療方針の決定に際し、医師は強要にならないよう患者・家族と十分な話し合いをした後に、その内容を「説明と同意」「意思確認書」用紙に記入し合意を得る。決定内容は、いつでも変更できることを患者・家族へ伝える。

(3) 時間の経過、病状の変化、医学的評価の変更に応じて、また患者の意思が変更することに留意して、その都度、説明し患者の意思の再確認を行う。

(4) 患者が拒まない限り、方針決定過程に家族等を含める。

2. 患者の意思が確認できない場合

(1) 家族が患者の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、患者にとって最善の治療方針を取ることを基本とする。

(2) 家族が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて家族と十分に話し合い、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とする。

(3) 家族がいないもしくは家族が判断できず医療・ケアチームに委ねる場合には、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とする。

3. 医療・ケアチームで医療・ケアの方針が決定できない場合

(1) 医療・ケアチームの中で、患者の心身の状態等により医療・ケアの内容の決定が困難な場合。

(2) 本人と医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合。

(3) 家族の中で意見がまとまらない場合や、医療・ケアチームとの話し合いの中で、妥当で適切な医療・ケアの内容についての合意が得られない場合。

上記のような状況時は、倫理委員会による検討・助言が必要である。

4. 認知症等で自らが意思決定をすることが困難な患者の支援

障害や認知症等で、自らが意思決定をすることが困難な場合は、厚生労働省の作成した「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、出来る限り患者本人の意思を尊重し反映した意思決定を、家族及び関係者、医療・ケアチーム等が関与して支援する。

5. 身寄りが無い患者の意思決定支援

身寄りが無い患者における医療・ケアの方針についての決定プロセスは、本人の判断能力の程度や入院費用等の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なるため、介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思を尊重しつつ厚生労働省の「身寄りが無い人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その決定を支援する。

参考資料

- ・人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
(2018 年厚生労働省)
- ・身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (2019 年厚生労働省)
- ・認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン (2018 年厚生労働省)

付則

この指針は 2025 年 4 月 1 日より実施する。